
プロジェクト 金融資産の減損に関する会計基準の開発**項目 第 580 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 580 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 29 日開催）において、金融資産の減損に関する設例の追加及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）に関する検討及び公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見**（設例の追加及び追加の補足文書を求めるコメントに対する対応（案）に関する検討）**

2. 審議事項(3)-2 に記載のとおり、一般的に設例や補足文書が多いほど有用であると考える向きが多いものの、多くを記載することで実務の柔軟性や実態に応じた判断を損なう可能性が考えられる。また、予想信用損失を予想する主体は会計基準設定主体ではなく企業であり、ガイダンスとなる例示は最小限に抑え、企業側における検討を原則とすることが考えられる。また、経営に資するリスクマネジメントに符合するような判断の基準等もあり得ると考えるため、例示により会計基準設定主体が判断の基準を示すことは望ましくないと考える。これらの理由より、補足文書は現時点のもので十分と考えており、事務局からの提案に賛成する。
3. 予想信用損失モデルに基づく貸倒引当金の算定については、グローバル金融危機に対する緊急的な対応という側面から開発された経緯があるが、我が国においては予想信用損失モデルを導入する会計基準の開発に時間を要していると認識している。この点、国際的にキャッチアップする観点から早期に金融資産の減損に関する会計基準を公表する必要があると考える。
4. IFRS 会計基準をベースとした定めに関しては、既に IFRS 会計基準と比較して同等以上の対応をしており、さらに追加的な対応すると原則主義が崩れ、財務諸表作成者の実務を制限する可能性があると考える。一方、IFRS 会計基準をベースとしていない固有の定めに関しては、反証規程の使い方等について理解しにくい箇所があることから、これについて補足文書等を設けてもよいと考える。これらの理由により、事務局からの提案に賛成する。

（公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案）

保険契約から生じる債権についてのコメント

5. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 2.3)について、コメント対応（案）の表現はすべての保険契約から生じる債権が予想信用損失モデルの対象となるように読める。この点、現行の資産査定の範囲の実務を大きく変更することを想定していないのであれば、コメント対応（案）の表現は誤解を招く可能性があると考ええる。

実効金利に含まれる増分コストの定めと金融資産の取得価額に含まれる付随費用の定めについてのコメント

6. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 4.20)について、増分コストと付随費用は適用において優劣が存在するものではなく、用いる局面が異なるものであるという点をコメント対応（案）に追記する方がよいと考える。

償却原価に含めるコストの取扱いについてのコメント

7. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 4.27)について、第 576 回企業会計基準委員会（2026 年 5 月 14 日開催）で発言した意見に対し適切なコメント対応（案）になっていることを確認した。

収益認識会計基準に準じて会計処理する手数料についてのコメント

8. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 4.34)について、移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」第 57-10 項は、原則に対する例外として設けたものと理解している。この趣旨を反映したものが案 1 であると理解しているが、実務上の対応に困難性が伴う可能性があること及び実効金利の代わりに約定金利を用いるオプションがあることを踏まえると、「対応する役務に照らして、設定された手数料が不合理ではない」とする案 2 を採用することの弊害が認められないと考えられることから、案 2 を支持する。

信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額についてのコメント

9. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 5.12)について、コメント対応（案）の「エクスポージャーが過大に表示されることになる」との表現より「エクスポージャーが過少表示になるわけではない」との表現の方がよいと考えるため、検討頂きたい。

債権の流動固定分類についてのコメント

10. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 5.18)について、企業会計原則注解（注 16）における「破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権」は公開草案では廃止することを提案して

いるため、コメント対応（案）の記載によりコメントに対応できているか懸念があるため、再検討頂きたい。また、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則や会社計算規則においても、破産更生債権の文言が用いられており、これらとの関係も含めて検討頂きたい。

営業外収益としての表示区分についてのコメント

11. 審議事項(3)-3 のコメント対応表 5. 19) に関して、コメント対応（案）は、表示区分については、予想信用損失モデルを導入することが主眼である本プロジェクトの対象ではないという記載と理解している。一方、2009 年の企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の導入に伴う移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」の改正内容が存続している状況を踏まえると、IFRS 会計基準に整合させるという観点では、「金融商品に関する会計基準」のプロジェクトのいずれかにおいて何らかの対応が必要であると考えている。

以 上